〇大野城市環境基本条例
平成７年12月26日条例第24号
大野城市環境基本条例

第１章　総則
（目的）
第１条　この条例は、自然環境と社会環境が有限の環境資源と認識し、その適正な保全及び活用を期するとともに、大野城市の環境政策の理念及び基本原則、環境施策の基本となる事項並びにその施策の策定に関する手続等を定めることにより、良好な都市環境の保全及び創造を図り、もって市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。
（環境政策の理念）
第２条　市の環境政策は、市民が安全で健康かつ快適な環境を享受する権利の実現を図るとともに、良好な環境を将来の世代に引き継ぐことを目的として展開するものとする。
２　市は、市民及び事業者と協力して、市域内の自然環境並びに社会環境を適正に管理し、良好な環境を総合的に創造することにより、現在及び将来の市民生活の質的向上を図るものとする。
３　市が行うあらゆる分野の施策は、環境政策を基底として、これを最大限に尊重して行うものとする。
（環境政策の基本原則）
第３条　市の環境政策は、次に掲げる原則に従うものとする。
（１）　施策の総合的かつ計画的な推進
（２）　自然の生態系への配慮、さらには地球環境への配慮を視野に入れた施策の推進
（３）　市民及び事業者の参画と協働による施策の推進
（市の責務）
第４条　市は、将来の環境保全型社会の構築に向けた有力な推進母体になるという意識の向上に努めなければならない。
２　市は、市の施策を実施するに当たっては、環境への影響を配慮し、市民の意見を尊重して、良好な環境の保全及び創造に努めなければならない。
（市民の責務）
第５条　市民は、良好な環境の保全及び創造に主体的に取り組み、自らの生活行動が環境を損なうことのないように努めるとともに、市の環境政策の推進に積極的に参画し、協力しなければならない。
（事業者の責務）
第６条　事業者は、自らの活動が環境に影響を与えている立場を自覚し、環境汚染の防止並びに良好な環境の保全及び創造に努め、市の規制及び指導を遵守するとともに、市の環境政策に積極的に協力しなければならない。

（基本的施策）
第７条　市は、第２条に規定する環境政策の理念の実現を図るため、この条例に定める手続きに従い、公害の防止、自然環境の保全等に係る施策を継続し、その強化に努めるとともに、次に掲げる施策を重点的に実施するものとする。
（１）　産業による環境汚染の防止、産業廃棄物の適正処理等新たな公害防止施策を推進すること。
（２）　自動車、航空機等の騒音、生活排水による水質汚濁、生活ゴミの散乱等都市生活型公害を防止するため、都市基盤施設の整備及び改善を図ること。
（３）　市内に残る森林や緑地等について、開発を極力抑制するとともに、市民や事業者の協力を得ながら、その保全・管理の施策を推進すること。
（４）　やさしさとふれあいのある環境の実現を目指し、利用者にやさしい公共施設等の整備、市街地内の緑の保全や緑化、花いっぱい運動、ため池や河川の水辺環境などを生かした全市にわたる水と緑のネットワーク形成、良好な都市景観の創出、歴史的文化的遺産の活用等都市アメニティの創造を推進すること。
（５）　雨水の地下への浸透を促し、良質で豊富な地下水の復活等水の循環構造の保全、地球温暖化の防止やオゾン層の保護をも視野に入れたエネルギーの効率的利用、リサイクル活動の推進による再生資源の利用促進等自然の循環機能に即して市域における環境資源の保全及び活用を図ること。
（６）　省資源・リサイクル活動を基盤とする排出ゴミの減量化と分別の徹底、可燃物の焼却炉や不燃物最終処分場などの施設の充実等収集処理体制の拡充を図ること。
（７）　市民が人間と環境とのかかわりについて理解と認識を深め、責任ある行動がとれるよう、生涯学習の観点から系統的な環境教育等の推進を図ること。
２　市は、前項に掲げる施策を実施するに当たっては、都市構造、経済活動及び市民の生活行動様式の変革等を含めた総合的対策を考慮するとともに、適切な市民参加の方策を講ずるよう努めるものとする。
３　市は、第１項に掲げる施策のうち、広域的な解決を必要とするものについては、国、県、近隣の地方公共団体等と積極的に協議し、その推進に努めるものとする。
第２章　環境基本計画
（環境基本計画）
第８条　市長は、市の基本構想を踏まえ、前条に定めた基本的施策を総合的かつ計画的に推進し、環境政策の理念の実現を目指して、次に掲げる事項を定めた大野城市環境基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

（１）　市域における望ましい環境の姿を明らかにし、これを実現していくため市民生活にかかわるものを広く採り入れた環境政策の目標を環境要素ごとに示すもの
（２）　前号に規定する環境政策の目標を実現するために市が重点的に取り組むべき環境施策を具体的に示すもの

（３）　市、市民及び事業者が環境資源を利用する行為等を行う場合に、良好な環境の保全及び創造のためにそれぞれ配慮すべき事項を示すもの
（４）　その他良好な環境の保全及び創造に関する重要事項
２　基本計画の対象地域は、大野城市全域とする。ただし、環境が地球規模という広がりを持つことを考慮し、策定するものとする。
３　基本計画の目標期間は、科学技術の進展、社会状況の変化等を勘案して定めるものとする。
一部改正〔平成11年条例27号・23年16号〕
（基本計画の策定等）
第９条　市長は、前条に規定する基本計画を策定する場合においては、あらかじめ、市民の意見を反映するための必要な措置を講ずるとともに、第13条に規定する大野城市環境政策審議会の意見を聴かなければならない。
２　市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
３　前２項の規定は、基本計画を変更する場合に準用する。
第３章　環境政策の推進体制
（推進体制）
第10条　市長は、環境政策の実効的かつ体系的な推進を図るため、環境政策を統括する組織を設けるものとする。
２　前項の組織は、次に掲げる事項について必要に応じて総合的な調整を行うものとする。
（１）　基本計画の策定及び変更に関すること。
（２）　環境政策に関すること。
（３）　その他環境に関する施策の総合的推進に関すること。
（環境推進会議）
第11条　前条第２項に規定する総合的調整に各執行機関の意見を反映するため、大野城市環境推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。
２　推進会議は、市長が指名した者をもって組織する。
３　前項に定めるもののほか、推進会議について必要な事項は、市長が定める。
（環境調査）
第12条　市長は、環境に係る市の主要な施策又は方針の立案に際し、第10条第２項第２号及び第３号に規定する事項について総合的調整を行う場合は、推進会議において、環境の観点から望ましい選択であるか等について調査（以下「環境調査」という。）を行う。
２　市長は、環境調査を行うために必要な指針を、大野城市環境政策審議会の意見を聴いて作成するものとする。
第４章　環境政策審議会
（環境政策審議会）
第13条　環境行政の総合的かつ計画的な推進について調査審議するため、大野城市環境政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。
２　審議会は、諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。
（１）　基本計画の策定及び変更に関すること。
（２）　前条第２項に規定する指針に関すること。
（３）　年次報告書に関すること。
（４）　その他環境行政の総合的推進に関する重要事項
３　審議会は、前項に掲げる事項を調査審議する場合において、必要があると認めるときは、環境に関する情報その他必要な資料の提出を市長その他関係機関に求めることができる。
４　審議会は、環境行政に関する重要事項について必要があると認めるときは、市長その他関係機関に助言又は勧告をすることができる。
５　審議会は、委員５名以内をもって組織する。
６　委員は、環境に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
７　委員の任期は２年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
８　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
９　前各項に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、市長が定める。
第５章　年次報告
（年次報告）
第14条　市長は、基本計画の適正な進行管理を図るため、市の環境の現状、環境の保全及び創造に関して講じた施策等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。
（市民の意見）
第15条　市民は、年次報告書が公表された日から市長が定める日までに、年次報告書について、市長に意見書を提出することができる。
（審議会の意見等）

第16条　市長は、前条に規定する市長が定める日以後、速やかに年次報告書について審議会の意見を聴かなければならない。
２　市長は、前項の規定により審議会の意見を聴くときは、前条の市民の意見書を審議会に提出するものとする。
３　市長は、年次報告書について審議会から意見を受けたときは、その趣旨を尊重し、必要な措置を講ずるものとする。
第６章　補則
（環境に関する情報収集等）
第17条　市は、環境行政の推進を図るため、環境科学等の環境に関する情報の収集及び分析、国、県等の研究機関との積極的な交流に努めなければならない。
（市民活動への支援）
第18条　市は、良好な環境の保全及び創造に関する市民の自主的な活動を支援するため、環境に関する情報、技術等の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
（委任）
第19条　この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。
附則
この条例は、公布の日から施行する。
附則（平成11年条例第27号）
この条例は、平成12年４月１日から施行する。
附則（平成23年９月28日条例第16号）
この条例は、公布の日から施行する。